

調布市消防団第 3 分団機械器具置場建替工事
設計業務委託仕様書

令和 7 年 1 0 月

調布市

目 次

1	設計業務の概要.....	1
2	総則	1
(1)	適用	1
(2)	用語の定義	1
(3)	業務内容の疑義	2
(4)	主任技術者等	2
(5)	提出書類	2
(6)	資料の貸与及び返却	2
(7)	再委託	2
(8)	打合せ及び記録	3
(9)	関連する法令、条例等の遵守	3
(10)	関係官公署への手続き等	3
(11)	環境により良い自動車利用	3
(12)	不当介入に対する通報報告	4
3	設計業務の実施	4
(1)	設計業務の着手	4
(2)	設計業務の内容	4
(3)	設計業務実施計画書	4
(4)	設計業務工程表	4
(5)	設計業務の方針	5
(6)	適用基準等	6
(7)	設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等.....	6
(8)	設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務	6
(9)	設計V E等の実施	6
(10)	設計業務の成果物	6
(11)	検査	7
4	その他	7
(1)	「業務カルテ」の登録	7
(2)	守秘義務	7
(3)	秘密の保持等	7

1 設計業務の概要

特記事項による。

2 総則

(1) 適用

設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、調布市が施行する設計業務の委託に適用する。

(2) 用語の定義

ア 「受託者」とは、設計業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社又はその他の法人をいう。

イ 「監督員」とは、委託者が監督員として受託者に通知した調布市職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は代理人、主任技術者に対する指示、承諾、協議、設計業務の進捗状況の確認及び設計仕様書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。

ウ 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができるもので、受託者が定めた者をいう。

エ 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めた者をいう。

オ 「担当技術者」とは、主任技術者の下で、意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の業務（以下「各業務」という。）ごとにその業務を行う者で、受託者が定めた者をいう。

カ 「契約図書」とは、設計委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計仕様書をいう。

キ 「設計仕様書」とは、仕様書、特記事項（特記事項において定める資料及び基準等を含む。）、別冊の図面及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。

ク 「特記事項」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

ケ 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について、書面によって示し実施させることをいう。

コ 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

サ 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。

シ 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等の立場で合議することをいう。

ス 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

セ 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が監督員等と面談により、業務の方針や条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。

ソ 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱う。

タ 「協力業者」とは、受託者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

チ 「簡易な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、模型製作、透視図作成等の業務をいう。

ツ 「修正」とは、委託者が受託者の責に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受託者の負担により行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

テ 「検査」とは、契約図書に基づき設計業務完了の確認をすることをいう。

(3) 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(4) 主任技術者等

ア 受託者は、代理人、主任技術者及び担当技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

イ 代理人と主任技術者は兼ねることが出来る。

ウ 受託者又は主任技術者は、監督員の指示により、関連する他の設計業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、設計業務を実施しなければならない。

エ 主任技術者の資格要件は、特記事項または「プロポーザル方式の実施要領」による。

(5) 提出書類

ア 受託者は、本仕様書で別に定めがある場合を除き、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等により、監督員の指示する日までに、関係書類の整備を完了し、委託者へ提出する。

イ 受託者が、委託者に提出する書類で、様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員がその様式を指示した場合は、これによる。

(6) 資料の貸与及び返却

ア 受託者は、敷地測量図、敷地現況図、地盤調査報告書その他設計業務に必要な資料、基準等で委託者が貸与可能と判断したもの（以下「設計資料」という。）については、委託者から借り受けることができる。

イ 受託者は、設計資料を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、紛失又は損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において代品を納め若しくは原状に復し返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

ウ 受託者は、設計業務完了時に委託者へ設計資料を返却しなければならない。

(7) 再委託

ア 受託者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに設計業務遂行管理については、これを再委託することはできない。

イ 受託者は、簡易な業務を除く設計業務の一部を再委託するに当たっては、当該設計業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、協力業者が調布市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

ウ 受託者は、協力業者の設計業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。

エ 受託者は、協力業者に対し、設計業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

(8) 打合せ及び記録

ア 受託者は、設計業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と常に密接に連絡をとり、設計業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。

イ 受託者は、設計業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ中間の報告をし、十分な打合せを行うものとする。

ウ 受託者は、監督員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(9) 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(10) 関係官公署への手続き等

ア 受託者は、設計業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公署等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、設計業務を実施するため、関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

イ 受託者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成して監督員に提出し、また、その申請及び受領を行わなければならない。

ウ 受託者は、関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員に報告しなければならない。

(11) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、「環境確保条例」の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(12) 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

3 設計業務の実施

(1) 設計業務の着手

ア 受託者は、契約締結後速やかに設計業務に着手しなければならない。

イ 受託者は、設計業務の着手に当たり、契約書、仕様書、特記事項等の内容を十分に把握しなければならない。

ウ 受託者は、設計業務の着手時に監督員の指示を受け、次に掲げる事項についてその内容を十分に把握しなければならない。

(ア) 施設の整備目的

(イ) 設計条件

(ウ) 仕様書及び適用基準等

(エ) 設計対象概算工事費

(オ) 設計業務の内容

(カ) 意匠、構造、積算、電気設備、機械設備等の各業務の区分

(キ) その他監督員の指示する事項

(2) 設計業務の内容

設計業務の内容は特記事項による。

(3) 設計業務実施計画書

ア 受託者は、設計業務実施計画書を契約確定日より14日以内に監督員へ提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

イ 設計業務実施計画書の記載事項は、次のとおりとする。

(ア) 委託概要

(イ) 設計業務体制・適用基準等

(ウ) 3(4)に定める設計業務工程表

(エ) その他、監督員の指示する事項

(4) 設計業務工程表

ア 受託者は、監督員と協議のうえ、次の事項を盛り込んだ、設計業務工程表を作成しなければならない。

- (ア) 設計業務の進捗予定
- (イ) 業務内容及びその報告時期
- (ウ) 設計図書の事前確認及びその指摘事項修正時期
- (エ) 設備設計を適切に行うために必要な建築図面の範囲及び内容並びに建築図面の概成時期
- (オ) 当該設計業務が設計VE又は設計レビュー（以下「設計VE等」という。）の対象である場合は、その実施時期及びその実施に必要な資料の内容

イ 受託者は、設計業務工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度監督員に変更設計業務工程表を提出しなければならない。

ウ 受託者は、設計業務工程表又は変更設計業務工程表に基づき設計業務を実施しなければならない。

(5) 設計業務の方針

ア 調布市は、「IS014001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、調布市市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組には、受託者の協力が不可欠であり、設計業務の実施に当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

イ 受託者は、設計業務の実施に当たり、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分検討し、「リサイクル計画書」にとりまとめるものとする。また、対象工事で使用する資材、建設機械、工法及び工事目的物については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）の規定に従い、業務の趣旨や目的等を踏まえ、同方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。

ウ 受託者は、設計業務の実施に当たり「東京都環境基本計画」（東京都）に基づき、市有建築物をととしてスマートエネルギー都市の実現や持続可能な資源利用など、環境施策を推進すること。

エ 受託者は、監督員と打合せを行い、施設の整備目的やその内容等を十分に把握し、設計業務を遂行しなければならない。

オ 受託者は、材料、工法等について、品質、コスト、工期、安全性、地球環境等への配慮等の検討を十分に行い、監督員に報告しなければならない。

カ 受託者は、設計業務の実施に当たり、特記事項に示す予定工事費をもって適切なコスト管理を行わなければならない。

キ 受託者は、設計業務の実施に当たり「調布市福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が出来る限り利用可能な建築物の整備へ向け、十分検討し施設利用者に配慮した設計業務を行うこと。

ク 受託者は、設計業務の実施に当たり、景観に配慮した建築物の整備へ向け、十分検討し、

設計業務を行うこと。

(6) 適用基準等

ア 受託者は、設計業務の実施に当たっては、特記事項に示す基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

イ 受託者は、適用基準等により難しい工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、設計に係る計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子計算機によって設計に係る計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。

(7) 設計内容の詳細化と各業務間の設計内容の調整等

ア 受託者は、設計の着手にあたっては、現場実態を十分に把握し、それぞれに応じた設計及び工事施工に必要となる仮設計画の立案等を行い、可能な限り設計図書の詳細化を図らなければならない。

イ 受託者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。

ウ 各業務の担当技術者は、各業務間相互の設計内容について十分に打ち合わせを行い、設計内容の調整を行わなければならない。

エ 受託者は、契約書第17条第1項(1)から(5)までに該当することがないように、各業務の設計内容を確認しなければならない。

(8) 設計仕様書等と設計内容が一致しない場合の修正義務

受託者は、設計の内容が設計仕様書又は監督員の指示、若しくは受託者と監督員との協議や打合せの内容に適合しない場合において、監督員から修正を求められたときは速やかに対応しなければならない。

(9) 設計V E等の実施

ア 受託者は、委託者が設計V E等を実施する場合は、これに協力しなければならない。

イ 前項の設計V E等の適用及び内容は特記事項による。

(10) 設計業務の成果物

ア 受託者は、設計業務が完了したときは、遅滞なく特記事項に定める成果物を委託完了届とともに監督員に提出しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難しい場合は、その理由を明確にし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、監理業務実施者が、受注者等（対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。）に適切な指示を行えるよう、意匠、構造、積算、設備等の設計内容等をわかりやすいように整理しなければならない。

(11) 検査

ア 受託者は、委託者に対して設計業務の完了を委託完了届により通知するときまでに、特記事項に定める設計等の委託に係る書類を監督員に提出しておかなければならない。

イ 受託者は、検査日等の通知があった場合は、その検査に立ち会わなければならない。

ウ 検査員は、監督員、代理人及び主任技術者立会いのうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(ア) 設計業務成果物の検査

(イ) 設計業務管理状況の検査（設計業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

エ 受託者は、本件建築物の工事完成後1年及び2年以内に契約不適合調査を委託者が行う際は、調査に協力するものとする。

4 その他

(1) 「業務カルテ」の登録

ア 受託者は、特記事項で業務カルテの登録を定められた場合は、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に、当該設計業務の登録手続きを行わなければならない。

イ 上記の登録手続きは、業務完了後10日以内に行うものとする。

ウ 受託者は、上記の登録手続きを行う前に、PUBDISに基づき作成した「業務カルテ」を監督員に提示し、確認を受けなければならない。

エ 受託者は、「業務カルテ受領書」の写しを（社）公共建築協会から発行されたら、速やかに監督員に提出しなければならない。

【登録先】

〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8 東熱（TN）新川ビル6F

一般社団法人 公共建築協会 公共建築設計者情報センター

(2) 守秘義務

ア 受託者は、設計業務の遂行に必要な場合を除き、委託者の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

イ 受託者は、積算業務に係る資料については、第三者に漏洩しないよう厳重な管理を行わなければならない。

(3) 秘密の保持等

受託者は、本業務を通して知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

基本設計業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本基本設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

(1) 件 名調布市消防団第3分団機械器具置場建替工事設計業務委託.....

(2) 委託場所調布市上石原1丁目16番地3.....

(3) 契約期間契約日から令和8年7月3日まで.....

(4) 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

建築工事調布市消防団第3分団機械器具置場の改築工事.....
.....（既存建物の解体工事は除く）.....

.....2階建 延床面積110㎡程度 鉄筋コンクリート造 火の見櫓.....
.....上記改築に伴う外構工事の設計.....

電気設備工事：上記改築に伴う電気設備工事の設計.....

機械設備工事：上記改築に伴う機械設備工事の設計.....

■新改築・増築工事

.....難易度による補正の有無.....

.....〔総合〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

.....〔構造〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

.....〔設備〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

□改修工事 □設備改修工事 □解体工事

.....設計図作成に使用できる資料貸与の有無：.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供無し.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り.....

.....（紙媒体で当該設計に概ね使用できる図面等）.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り.....

.....（CADデータで当該設計に部分使用できる図面等）.....

☐当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り
.....
(C A Dデータで当該設計に概ね使用できる図面等)
.....
積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書：☐あり ☐なし
.....
事業を継続させながら行う工事：☐対象 ☐非対象
.....
発電設備：☐あり ☐なし
.....
空調設備：☐あり ☐なし
.....
昇降機設備：☐あり ☐なし
.....
簡易な外壁等改修工事：☐あり ☐なし
.....
解体・グラウンド整備等工事：☐あり ☐なし
.....
.....

☐その他
.....
建築物の種類
文化・交流・公益施設 第一類
.....
本業務において想定する標準設計業務人・時間数（追加業務を除く）
3 7 6 人・時間（参考）
.....
予定工事費
¥ 1 1 3, 1 7 1, 0 0 0. - （税抜き）
.....
建設予定工期
令和 8 年度
.....

(5) 主任技術者の資格要件

☐ プロポーザル方式の実施要領による。

☒ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による一級建築士

☐ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による建築設備士

☐

2 設計業務の内容

設計業務の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき(1)から(5)とする。

また、設計成果物は、別表 1 のとおりとする。

項 目		業 務 内 容
1 設計条件等の整理	① 条件整理	耐震性能・設備機能の水準など、建築主から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	② 設計条件変更等の場合の協議	監督員から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合、内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、監督員に説明を求め又は監督員と協議する。
2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	① 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
4 基本設計方針の策定	① 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
5 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、監督員と協議の上、基本設計図書を作成する。
6 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工費費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。）作成する。
7 基本設計内容の監督員への説明等		基本設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図（当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

必要な項目は、以下の(1)から(5)までに掲げるもののうち■印のものとする。

(1) 次に掲げるものを内容とする計画説明書及び設計概要書の作成

■ 建築（意匠）の計画概要及び設計概要

■ 建築（構造）の計画概要及び設計概要

■ 設備の計画概要及び設計概要

■ 仕様概要書及び仕上げ表

■ 設計経過

- 工事費概算書
- 工程計画の概要（工事予定工程表含む）
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表は、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し作成する。
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する。
- (2) 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成
 - 実施設計の基本となる配置図，各階平面図，立面図，断面図及び設備概要図等
- (3) その他基本設計に必要な業務
 - 調布市公共工事環境配慮指針 環境配慮チェックシートの作成
 - リサイクル計画書の作成
 - 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し，あらかじめ監督員に説明を行い，確認を受けた上で提出しなければならない。
 また，環境物品等については，これを使用した設計を原則とし，設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。
 (ア)環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
 (イ)環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
 (ウ)環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
 - 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成
 - 景観計画区域内における行為の通知書の作成
 - 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《基本設計》の作成
 - 設計レビューへの協力業務（別記による）
 - 打合せ記録簿（監督員，施設管理者，建築確認申請及び消防，上下水道，ガス，電力，通信等の関係機関との打合せ）の作成
 - 成果物の電子データを収めた CD-R 等の作成
- (4) 追加業務
 - 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
 外観（周囲の街区等の景観を含む。）鳥瞰図.....枚，見上げ図.....枚
 内観.....枚（サイズ.....A2.....，特記事項.....）
 - 模型製作
 縮尺（1／200），主要材料（スチレンボード，色紙・デザイン紙貼り）
 ケースの有無（有）材質（アクリル樹脂）
 - 省エネルギー計算書の作成（モデル建物法 BPI_m／BEI_m）
 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築，改築，増築
 - 設計 VE への協力業務（別記による）
 -
- (5) 特別依頼業務
 - 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録
 - デジタルテレビ放送受信障害予測調査（机上検討、報告書）

☐ 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備考

☐

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。（各基準類の制定年月日については、監督員と打合せること。）

- (1) 共通（建築・電気設備・機械設備）
 - ・ 公共建築物整備の基本指針（東京都財務局）
 - ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
 - ・ 東京都財務局電子納品運用ガイドライン
- (2) 建築
 - ・ 東京都建築工事標準仕様書（最新版）
 - ・ 構造設計指針・同解説（東京都財務局）
- (3) 電気設備
 - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書（最新版）
- (4) 機械設備
 - ・ 東京都機械設備工事標準仕様書（最新版）

5 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

別表 1 (設計成果物納品リスト)

成 果 物 等	部 数	電子データ	備 考
☒ 業務実施計画書 ☐ 業務完了報告書 ☒ 基本設計書（別表２に掲げる成果図書）製本 ☐ 環境配慮チェックシート ☐ リサイクル計画書 ☐ 環境物品等チェックリスト ☒ 省エネ・再エネ東京仕様導入表の作成 ☐ 景観計画区域内における行為の通知書の作成 ☐ 設計内容の適性化及びコスト管理チェック表《基本設計》 ☐ 設計レビュー資料 ☒ 打合せ記録簿（監督員，施設管理者，建築確認申請及び消防，上下水道，ガス，電力，通信等の関係機関との打合せ） ☐ PUBDIS 登録書（写し） ☒ 成果物の電子データを収めたＣＤ－Ｒ等	１部 部 １部 部 部 部 １部 部 部 部 １部 部 ２部	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	PDF
☐ 透視図 ☐ 模型・写真（ カット） ☐ 省エネルギー計算書 ☐ 設計 VE 資料 ☐ デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書 ☐ 石綿含有分析調査報告書	部 部 部 部 部 部		

※ 必要な成果物の部数を記入し、電子データが必要なものは○印をつける。

別表 2 (基本設計書)

設計の種類		成果図書
(1) 総合		①計画説明書 ②設計概要書 ③仕上表 (概略) ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図 (各階) ⑧立面図 ⑨断面図 ⑩透視図の写し (鳥かん・外観・室内等で作成の場合) ⑪設備計画図 ⑫工事費概算書 ⑬工事予定工程表 ⑭仮設計画概要書 ⑮各種技術資料
(2) 構造		①構造計画説明書 ②構造設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(3) 設備	(i) 電気設備	①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(ii) 給排水衛生設備	①給排水衛生設備計画説明書 ②給排水衛生設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iii) 空調換気設備	①空調換気設備計画説明書 ②空調換気設備設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
	(iv) 昇降機等	①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
(4) その他		①その他検討資料

(注)

- 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 3 「①計画説明書」は、設計趣旨及び計画概要に関する内容。
- 4 「②設計概要書」は、仕様概要及び設計方針(各種比較検討等の検証含む)に関する内容。
- 5 (2) 及び (3) に掲げる成果図書は、(1) に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 6 「(iv) 昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

実施設計業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本実施設計業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「設計業務委託仕様書」による。

(1) 件 名調布市消防団第3分団機械器具置場建替工事設計業務委託.....

(2) 委託場所調布市上石原1丁目16番地3.....

(3) 契約期間契約日から令和8年7月3日まで.....

(4) 委託業務内容

設計の概要（設計委託に当たり想定する内容）

建築工事調布市消防団第3分団機械器具置場の改築工事.....
（既存建物の解体工事は除く）.....

.....2階建 延床面積110㎡程度 鉄筋コンクリート造 火の見櫓.....
上記改築に伴う外構工事の設計.....

電気設備工事：上記改築に伴う電気設備工事の設計.....

機械設備工事：上記改築に伴う機械設備工事の設計.....

■新改築・増築工事

.....難易度による補正の有無.....

.....〔総合〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

.....〔構造〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

.....〔設備〕□あり■なし.....

.....・.....

.....・.....

□改修工事 □設備改修工事 □解体工事

.....設計図作成に使用できる資料貸与の有無：.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供無し.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り.....

.....（紙媒体で当該設計に概ね使用できる図面等）.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り.....

.....（CADデータで当該設計に部分使用できる図面等）.....

.....□当該改修等の設計に必要な図面等の提供有り.....

.....（CADデータで当該設計に概ね使用できる図面等）.....

積算に使用できる既存数量調書・内訳明細書： ☐あり ☐なし
事業を継続させながら行う工事： ☐対象 ☐非対象
発電設備： ☐あり ☐なし
空調設備： ☐あり ☐なし
昇降機設備： ☐あり ☐なし
簡易な外壁等改修工事： ☐あり ☐なし
解体・グラウンド整備等工事： ☐あり ☐なし

■その他

建築物の類型

文化・交流・公益施設 第一類

予定工事費

¥ 1 1 3, 1 7 1, 0 0 0. - (税抜き)

本業務において想定する標準設計業務人・時間数（追加業務を除く）

3 7 6 人・時間（参考）

建設予定工期

令和 8 年度

(5) 建築基準法に基づく計画通知の要否

■計画通知(建築物)必要 (別記による)

代表となる設計者 (■受託者 ☐工事主管課長)

計画通知の申請予定日 令和 8 年 3 月下旬予定

手数料の納付 (■委託料に含む ☐委託料に含まない)

計画通知の申請先 (予定) 調布市都市整備部建築指導課

☐計画通知(建築物)不要

(6) 主任技術者の資格要件

■ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による一級建築士

☐ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による建築設備士

☐

2 業務の内容

実施設計業務（以下「設計業務」という。）の内容は、下表に掲げる業務内容に基づき(1)から(4)までとする。

また、設計成果物は、別表1のとおりとする。なお、作成図面の内訳及び縮尺は別表2の図面内訳を標準とし、その詳細は業務着手時に監督員と協議しなければならない。

設計図及び工事費概算書(RIBC2)については、監督員による2回以上の内容確認を受け、その修正を行った後に納品すること。

項 目		業 務 内 容
1 要求等の確認	① 監督員の要求等の確認	実施設計期間中、監督員の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	② 設計条件の変更等の場合の協議	実施設計期間中の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変化が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
2 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、詳細な調査を行う。
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合わせを行う。
3 実施設計方針の策定	① 総合検討	意匠、構造、設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	② 実施設計のための基本事項の確定	実施設計に先立って検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に対して説明する。
4 実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、監督員と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。 なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工期、仮設計画、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的かつ詳細に表現する。
	② 計画通知申請図書の作成	調布市建築指導課等との事前の打合わせ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。
5 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
6 実施設計内容の監督員への説明等		実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。 また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

(1)から(4)に掲げるもののうち、必要な項目は■とする。

(1) 次に掲げる実施設計図及び計算書等の作成

- 設計図の原図（A1 電子データ（JWW 及び PDF））
 - 建築意匠設計図
 - 建築構造設計図
 - 仮設計画図
 - 工事工程表
 - 新築・改築・増築における工事予定工程表は、（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し作成する。
 - 建物の用途・規模・施工条件等により適切に工事予定工程表を作成する
 - 電気設備設計図
 - 機械設備設計図
- A1 を A3 に縮小した製本（4 部）
- 当該設計対象施設の工事に係る特記仕様書
- 構造計算書
- 設備設計計算書
- 打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）の作成
- 委託業務に関する協議書の作成

(2) その他実施設計に必要な業務

- 建物保全データの作成

監督員から「建築保全データ（エクセル様式）」を受領し、データの作成を行うこと。

なお、既存施設の改修工事の場合は、当該施設の機器情報等を取り込んだ「建築保全データ（エクセル様式）」を受領し、データの更新を行うこと。

作成方法は、「東京都財務局トップページ＞建築工事と建物保全＞申請様式＞建物保全データについて」を参照すること。

(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/yousiki/220521tatemonohozen>)
 - 調布市公共工事環境配慮指針 環境配慮チェックシートの作成
 - 省エネルギー計画書・計算書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL＊／BEI）建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築、改築、増築
 - リサイクル計画書の作成
 - 再生資源利用計画書の作成—建設資材搬入工事用
 - 再生資源利用促進計画書の作成—建設副産物搬出工事用
 - 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（最新版を適用のこと）に基づく（ア）から（ウ）までのチェックリストを作成（リサイクル計画書に添付）し、あらかじめ監督員に説明を行い、確認を受けた上で提出しなければならない。
- また、環境物品等については、これを使用した設計を原則とし、設計内容を踏まえて採用する品目を検討する。
- (ア)環境物品等（特別品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）

- (イ)環境物品等（特定調達品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
- (ロ)環境物品等（調達推進品目）使用予定チェックリスト（東京都都市整備局）
- ☐ 景観配慮整備書の作成
- ☐ 設計内容の適正化及びコスト管理チェック表《実施設計》の作成
- ☐ 設計レビューへの協力業務（別記による）
- ☐
- 成果物の電子データを収めた CD-R 等の作成
- (3) 追加業務
- 工事費概算書の作成
- ※ 積算資料の作成は原則として R I B C による。（R I B C（リビック）とは、（財）建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）
- 数量積算書
- 工種別積算チェックリスト
- 見積比較表
- 見積書
- 単価適用根拠（定期刊行物）
- 建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び申請業務（別記による）
- ☐ 仮庁舎等の仮設建築物の設計及び関係法令に基づく申請業務
- ☐ 許認可申請図書の作成及び申請業務
- ☐
- ☐ 評定申請図書の作成及び申請業務
- ☐
- 省エネルギー計画書の作成及び申請業務（標準入力法 PAL＊／BEI）
- 建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）の基準への適合が必要な新築、改築、増築
- ☐ 建築物環境計画書の作成及び申請業務
- 延床面積 2,000 ㎡以上の新築、改築、増築
- 建設時 CO₂ 排出量の J-CAT(簡易版)による算定（☐含む ☐含まない）
- ☐ 緑化計画書の作成、現地調査及び申請業務
- ☐ 透視図の作成（アルミフレーム額入り）
- 外観【周囲の街区等の景観含む】（鳥瞰図.....枚、見上げ図.....枚）
- 内観.....枚（サイズ A2、特記事項.....）
- ☐ 模型製作
- 縮尺（1／200）、主要材料（スチレンボード、色紙・デザイン紙貼り）
- ケースの有無（有）及び材質（アクリル樹脂）
- ☐ 省エネルギー計算書の作成（標準入力法 PAL＊／BEI）
- 改修で必要となる場合
- ☐ 国庫補助申請に係る関係資料の作成（.....省補助）
- ☐ 設計 VE への協力業務（別記による）
- ☐

(4) 特別依頼業務

- ☒ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の登録
- ☐ デジタルテレビ放送受信障害予測調査（別記による）
- ☐ 石綿含有分析調査

材料の種類	箇所数	備 考

☐

3 現場実態の把握

受託者は、設計に当たり、設計の対象となる敷地や現況建物、近隣等の調査を行うとともに、既存図面やしゅん功図書等を確認し、現場の実態を十分に把握の上、設計に反映しなければならない。

特に改修工事や解体工事等におけるアスベスト含有建材の有無については、現場や既存図面等を十分に調査の上、設計に反映するものとし、別に分析調査等が必要な場合は監督員と協議すること。

4 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、以下の基準を下回る設計は行わないこととし、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。また、設計業務実施計画書に適用基準等についても記載すること。なお、次に示す基準等は東京都財務局及び都市整備局ホームページ等よりダウンロードすること。

- (1) 共通（建築・電気設備・機械設備）
 - ・ 公共建築物整備の基本指針（財務局）
 - ・ 東京都建設リサイクルガイドライン
 - ・ 東京都財務局電子納品運用ガイドライン
- (2) 建築
 - ・ 東京都建築工事標準仕様書（令和5年版）
 - ・ 構造設計指針・同解説（財務局）
- (3) 電気設備
 - ・ 東京都電気設備工事標準仕様書（令和5年版）
- (4) 機械設備
 - ・ 東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年版）

5 電子データで提出された設計図書の利用許諾

委託者は、受託者から電子データで提出された設計図書を、当該設計による事業のため、次に利用することができるものとする。

- (1) 工事発注時に入札参加希望者に対し、電子データを貸与（工事費積算用）
- (2) 工事施工時に受注者に対し、電子データを貸与（施工図及びしゅん功図等の作成用）

6 技術提案型総合評価方式への協力

受託者は、設計業務完了後に当該設計による工事の技術提案型総合評価方式が実施される場合は、委託者が行う技術提案課題の検討に協力しなければならない。

7 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表 1 による。

別記 計画通知等申請図書の作成及び申請手続き業務

- 受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書の作成を行い、申請手続きを行わなければならない。

ア 計画通知等の申請図書の作成

- (ア) 受託者は、その責任において建築基準法等関係法令に適合する図書を完成させなければならない。
- (イ) 計画通知やそれに伴う許認可、構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定（以下「計画通知等」という。）の申請後、「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」等が交付された場合などの設計内容のかしは、受託者の責任において、修補しなければならない。
なお、これらにかかる再申請の手数料は、受託者の負担とする。

イ 計画通知等の申請手続き業務

- (ア) 受託者は、計画通知等の申請手続き（提出、説明、照合、受領業務）を行わなければならない。
- (イ) 構造計算適合性判定を伴う場合について、指定構造計算適合性判定機関は、監督員と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 省エネ適合性判定は、計画通知を所管する行政庁又は登録省エネ判定機関のどちらを選択しても良いものとする。
- (エ) 構造計算適合性判定の申請は、原則として、計画通知の審査期間における意匠審査、設備審査、構造審査を受けた後、指摘事項に対しての修正後に行うものとする。
- (オ) 当初の計画通知の申請手数料は、「1. 5 建築基準法に基づく計画通知の要否」による。
- (カ) 構造計算適合性判定及び省エネ適合性判定の申請手数料は、受託者の負担とする。

別表1 設計成果物納品リスト（その1）

	対象	成果物等	提出 部数	電子 データ	仕様・備考
設計図書	■	原図（A1）	1	○	電子データ（JWW 及び PDF）
	■	A1 を A3 に縮小した製本	4		
	■	特記仕様書	1	○	（原図及び製本に含む）
計算書	■	構造計算書	1	○	
	■	設備設計計算書	1	○	
積 算	■	工事費概算書	1	○	R I B Cデータ
	■	数量積算書	1	○	
	■	工種別積算チェックリスト	1	○	
	■	見積比較表	1	○	
	■	見積書	1	○	
	■	単価適用根拠（定期刊行物等写）	1	○	
行政届出	■	建築基準法等関係法令に基づく図書	1	○	黒表紙金文字製本
	□	許認可申請図書			
	□	評定申請図書			
	■	省エネルギー計画書	1	○	
	□	建築物環境計画書			
	□	緑化計画書			
業務書類	■	打合せ記録簿（監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ）	1	○	
	■	PUBDIS 登録書（写し）	1	○	PDF
	■	委託業務に関する協議書	1	○	必要に応じて

※（必要な成果物を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける）

別表 1 設計成果物納品リスト (その2)

対象	成果物等	提出 部数	電子 データ	仕様・備考
■	建物保全データ	1	○	
■	環境配慮チェックシート	1	○	
■	リサイクル計画書	1	○	
■	再生資源利用計画書ー建設資材搬入工事用	1	○	
■	再生資源利用促進計画書ー建設副産物搬出工事用	1	○	
■	環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (東京都都市整備局)	1	○	特別品目を選択した場合
■	環境物品等(品目)使用予定(実績)チェックリスト (東京 都都市整備局)	1	○	特定調達品目を選択した 場合
■	環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリス ト (東京都都市整備局)	1	○	調達推進品目を選択した 場合
□	景観計画区域内における行為の通知書			
□	設計内容の適正化及びコスト管理チェック表 《実施設計》			
□	設計レビュー資料			
■	成果物の電子データを収めたCD-R等	1	○	監督員が指示する仕様によ る
□	透視図			JPEG
□	模型・写真 (カット程度)			JPEG
□	省エネルギー計算書 (改修で必要となる場合)			省エネルギー計画書と同 様
□	国庫補助申請に係る関係資料			
□	設計 VE 資料			
□	デジタルテレビ放送受信障害予測調査報告書			
□	石綿含有分析調査報告書			
■	工事工程表	1	○	

※ (必要な成果物を■にして提出部数を入力し、電子データが必要なものは○印をつける)

別表2 「図面内訳（標準）」

図 面		標準縮尺	備 考
建築設計図	意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図 敷地求積図 配置図 面積表 仕上表 平面図（各階） 立面図（各面） 断面図 矩計図 詳細図 （平面詳細図） （断面詳細図） （部分詳細図） 展開図 天井伏図 建具キープラン 建具表 工作物等詳細図 外構平面図 外構詳細図 植栽図 仮設計画図（指定仮設） 仮設計画図（参考図） 工事工程表 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて建物求積図を作成する。 必要に応じ 1/2、1/3、1/5、1/10 又は 1/50 を用いることができる。 配置図又は外構図と組み合わせることができる。 必要に応じ 1/300、1/500 又は 1/600 を用いることができる。 外構図と組み合わせることができる。 参考図と組み合わせることができる 必要に応じて図面に記載する
	構造	構造共通図 杭・基礎・基礎梁・床版伏図 各階伏図 軸組図 断面リスト 配筋リスト 配筋詳細図 標準詳細図 基礎配筋図 各部配筋図 鉄骨詳細図 各種計算書 その他計画通知申請に必要な図面	必要に応じて図面に記載する

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
電気設備設計図	電 気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図 その他計画通知申請に必要な図面 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 結線図 機器配置・配線図（平面図） 系統図、システムブロック図 空配管図（平面図） 分電盤回路表 制御盤回路表 その他「通信・情報」に掲げる図表	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	通信・情報	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 全体配置図（平面図） 屋外設備配線図（平面図） 機器仕様書 機器姿図 系統図、システムブロック図 構内配線図（通信・情報設備空配管図） 機器配置図（平面図） 機器設置場所一覧表（卓上電話機等の固定設置しない機器がある場合） その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。 縮尺は建築図に準ずる。	図面枚数が少ない場合は省略 同上

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

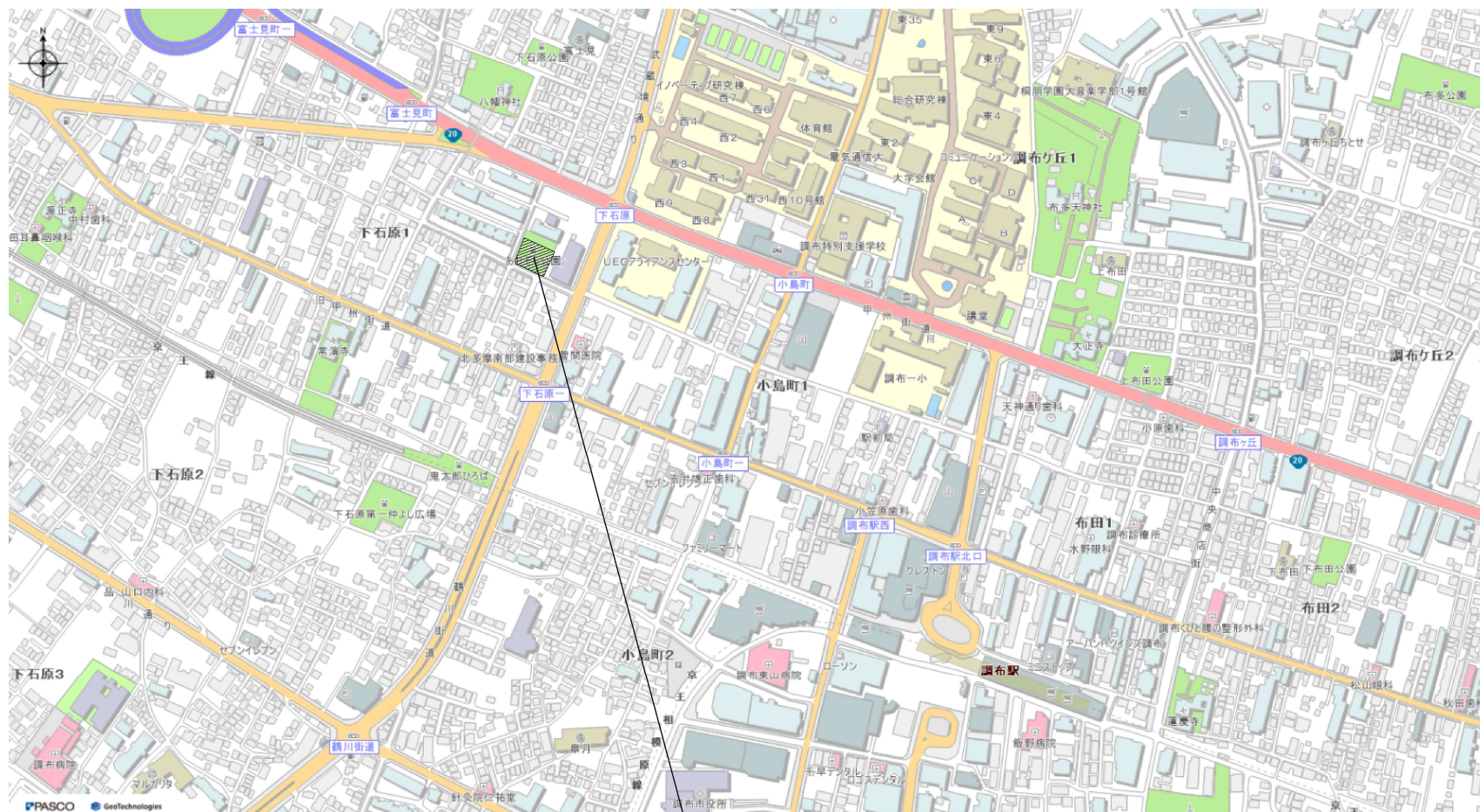
		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生・ガス	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 器具表 系統図 屋外設備図 平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 便所・機械室等
	空調	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 機器表 系統図（ダクト） 平面図（ダクト）（各階） 系統図（配管） 平面図（配管）（各階） 自動制御設備 機器表・システム図・動作ブロック図・平面図（各階） 詳細図・断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 必要に応じて屋外設備図を作成 必要に応じて屋外設備図を作成 機械室等
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 工事区分表 案内図 配置図 仕様一覧表 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 かご室内詳細図 監視設備詳細図 設置平面図・設置断面図 その他計画通知申請に必要な図面	縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる 縮尺は建築図に準ずる	図面枚数が少ない場合は省略 同上 機械室平面図含む 監視盤図、配線図等含む エスカレーター設備の場合

注：詳細については、上記表を標準に監督員と協議する。

調布市消防団第 3 分団機械器具置場建替工事
設計業務委託

案内図・配置図

調布市



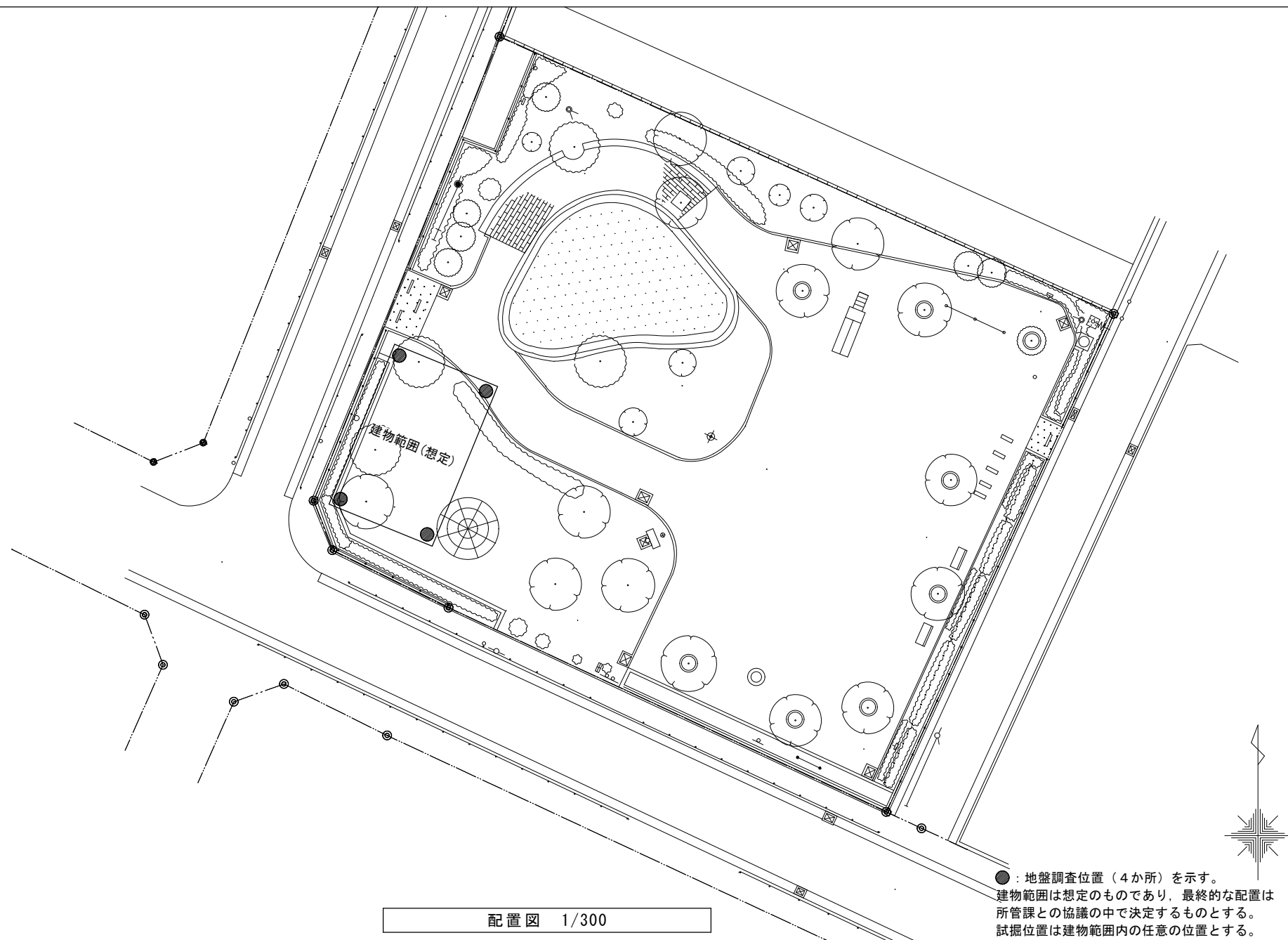
建設予定地
調布市上石原1丁目16番地3

案内図 Non Scale

調布市消防団第3分団機械器具置場建替工事設計業務委託

案内図

調布市総務部営繕課



調布市消防団第 3 分団機械器具置場建替工事
地盤調査委託仕様書

令和 7 年 1 0 月

調布市

目 次

1 総則

(1) 一般事項	1
(2) 調査方法	5
(3) 報告書及び提出書類	6

2 調査仕様

(1) オーガーボーリング	9
(2) ボーリング	9
(3) 試掘	11
(4) サウンディング	11
(5) サンプリング	12
(6) 自然水位の測定	13
(7) 土質試験	13

3 試験・測定

(1) 平板載荷試験	14
(2) 孔内水平載荷試験	16
(3) 間隙水圧，地下水位の測定	17
(4) CBR試験	17
(5) 自然湧出ガス調査	18
(6) その他の試験等	18

4 調査結果の整理及び考察

(1) 一般事項	18
(2) 報告事項及び考察事項	19

1 総則

(1) 一般事項

ア 適用範囲

- (ア) 本仕様書は、調布市が施行する地盤調査委託に適用する。
- (イ) 調査は、設計図書に従い行う。
- (ウ) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は次の a から d までの順番のとおりとし、これにより難い場合は、「1 (1) コ 疑義に対する協議等」による。
 - a 質問回答書（b から d までに対するもの）
 - b 特記事項
 - c 図面
 - d 本仕様書

イ 用語の定義

本仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (ア) 「受託者」とは、地盤調査業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (イ) 「監督員」とは、発注者が監督員として受託者に通知した調布市職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は主任技術者に対する指示、承諾、協議、調査業務の進捗状況の確認及び設計図書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (ウ) 「代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使する者で、受託者が定めた者をいう。
- (エ) 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、調査業務の技術上の管理及び統括等を行う者で、受託者が定めたものをいう。
- (オ) 「契約図書」とは、委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書をいう。
- (カ) 「設計図書」とは、本仕様書（本仕様書において定める資料及び基準等を含む。）、別冊の図面、設計説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (キ) 「特記」とは、「1 (1) ア (ウ) a から c」に指定された事項をいう。
- (ク) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (ケ) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、それを差し出すことをいう。
- (コ) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務の遂行にかかる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (サ) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た調査業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (シ) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の

立場で合議することをいう。

- (ス) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした文書は、署名又は押印がない場合も有効な書面として取扱う。
- (セ) 「検査」とは、契約図書に基づき調査業務完了の確認をすることをいう。

ウ 調査計画書等

受託者は着手前に、調査の概要、業務管理体制、調査方法等を記載した調査計画書及び工程表を提出し、監督員の承諾を受ける。

エ 主任技術者及び代理人

- (ア) 受託者は主任技術者及び代理人を定め、委託者に通知しなければならない。
- (イ) 主任技術者は地質調査技士又はそれと同程度の技術力を有する者とする。主任技術者は調査を始める前に調査方法等必要な事項について監督員と協議する。また、調査中において、調査内容について技術的疑問が生じた場合は監督員と協議し必要な提案を行うほか、常に代理人を指揮監督しなければならない。
- (ウ) 代理人は地盤調査について十分な実務経験を有する者とする。代理人は調査中現場に常駐し調査の進捗状況について日報又は口答により逐次監督員に報告する。

オ 地盤調査の立会検査

以下の場合には監督員又は検査員の立会検査を受ける。

- (ア) 試錐が指定の深さに達したとき
- (イ) 設計図書に定めがある場合
- (ウ) 監督員が指示する場合

カ 作業の着手

作業の着手は契約確定の後、速やかに行うこと。

キ 官公署その他関係機関への手続き

受託者は、調査の実施に必要な官公署、その他関係機関への手続きについて、監督員と打合せの上遅滞なく行う。これに要する費用はすべて受託者の負担とする。

ク 土地への立入り等

受託者は現地調査等のため第三者の敷地内への立入り、立木伐採等を行う場合は、常に監督員と緊密な連絡をとり、土地の所有者又は占有者の承諾を得なければならない。特に私有地への立入り又は附近住民と折衝を要する場合は、誠意をもって接しなければならない。

地元関係者との交渉等についてはその旨を監督員に申し出て、指示を受ける。

ケ 埋設物の確認及び調査

調査に先立ち、調査地点の埋設物の状況について資料に基づき確認を行い、特に問題と考えられる箇所は掘削確認するなど特記により適切な対策をとる。

なお、特記がある場合は敷地内外のガス、水道、下水道、電話、ケーブル等の埋設位

置、深度等を関係官庁及び関係機関で調べ、図面化し提出する。

コ 疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は調査の進行に伴い、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

サ 安全対策

(ア) 調査に際し、敷地内及び付近の保安、交通等に関して十分な安全対策を行う。

(イ) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付建設省経建発第1号）に従い、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、作業に伴う災害及び事故の防止に努める。

(ウ) 調査中、損傷又は汚染のおそれがある箇所には、適切な養生をする。

なお、万が一、第三者等に損傷を与えた場合は受託者の責任とする。

シ 環境保全等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）、「廃棄物処理法」、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）、その他関係法令等に従い、作業の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、調査現場及び周辺環境の保全に努める。

ス 現場管理

(ア) 調査現場における管理は、関係法規に従い遺漏なく行う。

(イ) 調査現場においては、火災、盗難その他の事故防止に努める。

また、諸材料、機器その他の整理整頓及び清掃を行う。

(ウ) 調査完了に際しては、後片付け及び清掃を行う。

セ 提出書類

受託者は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（以下「処理基準」という。）に基づき速やかに関係書類を提出する。

なお、この処理基準に定めのないものについては、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、監督員が様式を指示した場合は、これによる。

ソ 著作権

提出資料のうち、著作権による承諾が必要な資料については十分に留意し、受託者の責任において提出する。

タ 業務実績情報の作成及び登録

契約金額が、100万円以上の地盤調査委託は、（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）の「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に基づく業務実績情報の作成及び登録を行う。

「登録用データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」を出力して監督員の確認を受けた上、JACICのテクリスに登録する。また、登録後、JACICが発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。

提出は以下の時期に速やかに行う。

- (ア) 委託契約時の登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (イ) 委託完了時の登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (ウ) 業務履行中に、契約時登録データの変更があった場合の変更データの提出期限は、変更があった日から10日以内とする。

チ 東京都土木技術支援・人材育成センターへの報告書の提出

受託者は、報告書を東京都土木技術支援・人材育成センターの指定する入力ファイル又は受託者が使用している地質柱状図ファイルを電子媒体に収め、東京都土木技術支援・人材育成センターに報告書と併せて提出する。

入力データ電子媒体には、以下の内容を記載したラベルを貼る。

- (ア) 調査件名
- (イ) 委託者（所，課）名
- (ウ) 受託者名
- (エ) 契約番号
- (オ) 調査年月日
- (カ) 入力用ソフト名

ツ ディーゼル自動車，調査機器等の燃料

本調査でディーゼルエンジン仕様の自動車及び調査機器等を使用する場合、日本産業規格(JIS)に適合した軽油を使用する。

テ 環境により良い自動車利用

自動車を使用し、又は利用する場合は、「環境確保条例」の規定に基づき、次の事項を遵守する。

- (ア) ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
- (イ) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車とする。
- (ウ) 低公害・低燃費な自動車の使用又は利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出する。

ト 再委託

- (ア) 契約書第3条に基づき指定する次の主要部分は、再委託してはならない。
 - a 調査業務（機械ボーリングを含む）における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断

ｂ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

- (イ) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な部分を除く業務の一部を再委託するに当たっては、監督員の承諾を得た上で、当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が調布市の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (ロ) 受託者は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を委託者に提出しなければならない。
- (エ) 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施しなければならない。

ナ 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財契庶第922号）に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 調査方法

ア 調査の種類、内容及び箇所数

調査の種類、内容及び箇所数は特記のとおりとし、各調査の詳細については本仕様書該当項目によるものとする。

イ 調査位置の確認

受託者は各調査に先立ち、調査位置について、あらかじめ監督員の立会いを受け確認する。

ウ ベンチマークの設置及び高低測量

- (ア) 各種測量の基準とするベンチマークを、調査に先立ち敷地内又は敷地近傍に2箇所以上設置し、その位置及び標高を測量し記録する。

このベンチマークは当該部に沈下、移動のおそれのない堅固な物がある場合には監督員の承諾を受けてこれに取ってもよいが、堅固な物がない場合は敷地内にコンクリート製のベンチマークを設置する。

- (イ) ベンチマークの標高は原則としてA.P.表示とし、要所にT.P.表示を併記する。

測量の基準点は最新版の「水準基標測量成果表」（東京都土木技術支援・人材育成センター発行）の東京都公共基準点を用いるものとするが、同成果表に記載されていない地域については国土地理院の成果を用いることとする。

なお、報告書をまとめるに当たって、支障のない時期に行われたベンチマークの最新の標高成果がある場合は、監督員の承諾を受けてこれを利用してよい。

- (ロ) 東京都公共基準点の使用に当たっては、東京都土木技術支援・人材育成センターの定めた東京都公共基準点使用要領に基づき必要な手続きを行う。

エ 調査位置の高低測量、位置測量

調査位置はベンチマークを基準とした高低測量及び位置測量を行うものとする。

位置測量（「1 (2) ウ ベンチマークの設置及び高低測量」のベンチマークの位置を含む。）は、建設工事時も残存している建物又は構築物等の堅固な物を基準とする。

オ 残存基礎等の調査

特記がある場合は残存基礎等の調査を行う。

残存基礎等の調査位置は、原則として現況測量図に記入する。

カ 調査中の報告

各調査は実施の進行に従い逐次報告を行うこと。

報告は主任技術者又は代理人が行うものとする。

キ 調査記録

(ア) 調査の経過を記録し、監督員に指示された場合は提出する。

(イ) 監督員が指示した事項及び監督員と協議した事項について記録し、監督員に提出する。ただし、軽微な事項については、省略することができる。

ク 記録写真

調査敷地の全景、各種調査箇所の現地状況及びベンチマークを撮影し、「1 (3) シ 記録写真」による写真集に整理して提出する。

ケ 調査に使用する機器等

調査に必要な機器及び仮設物は前もって監督員の承諾を受けるものとし、各調査、試験に適するものを使用しなければならない。

コ 調査後の孔の処理

調査を終了した孔は完了後、必ず埋め戻しておき危険防止に努めること。

また、これらの地点には仮ぐいを打ち込み、調査地点を明示しておくこと。

サ その他

本仕様書に記載のない調査、試験等については、特記又は監督員の指示によって行うものとする。

(3) 報告書及び提出書類

ア 一般事項

各調査の目的を理解し、目的にかなう調査を行い報告する。

試験データの記録や結果の判定は、慎重に検討する。

イ 報告書

(ア) 調査の完了時には「1 (3) ウ 提出調査資料等」に定める提出調査資料及び監督員が指示する報告事項を整理し報告書にまとめ1部(土質標本は一式)提出する。

(イ) 報告書はあらかじめ原案を監督員に提出し、承諾を受ける。

(ウ) 報告書は電子データ版(CD-R)を1部作成し、提出する。なお、電子データのファイル形式は、報告書一式はPDF、図面はPDF、JWW形式、その他はPDF及びオリジナル形式

とすることを原則とする。

ウ 提出調査資料等

(ア) 提出調査資料

監督員と協議の上、下記の調査資料をA4判の報告書にまとめ、提出すること。

なお、調査及び試験結果は、日本産業規格（JIS）及び（公社）地盤工学会等で様式が定められているものは、これに準じて整理する。

- a 敷地環境図
- b 調査位置図
- c 敷地推定支持層平面図
- d 推定地層断面図
- e 土質柱状図
- f サウンディング試験結果
- g 土質試験結果（地盤工学会制定様式を標準とする。）
- h 土質試験結果一覧表
- i 土性図
- j 調査結果検討書（4による）
- k 記録写真
- l 土質標本
- m 測量図（1(2)ウ及び1(2)エによる）
- n 残存基礎等調査図（特記による）

(イ) 図面及び原図等

調査位置図関係は地形に応じた大きさとし、土質柱状図はA3判程度とする。

図面には、原図及び白焼きを2部、並びにA4判に縮小した第2原図を図面ケースに入れて提出する。

エ 敷地環境図

敷地周辺の半径約1km以内の道路、鉄道等の交通網、官公庁舎、学校、病院、公園等の公共施設、その他商店街等が記載されている1/2,500～1/5,000の敷地周辺地図に、調査敷地の位置を記入し、住所を付記する。また、「1(2)ウ ベンチマークの設置及び高低測量」による測量の基準点の位置も記入する。

なお、敷地周辺の範囲及び記載内容、縮尺等は、監督員との協議で変更することができるものとする。

オ 調査位置図

敷地図にボーリング等の調査位置を調査番号、種別(孔径)、標高、深度等の情報を付して記入する。また、「1(2)ウ ベンチマークの設置及び高低測量」によるベンチマークの位置についても、番号及び標高を付して記入する。

なお、縮尺は敷地面積に応じ、A4判又はA3判に敷地全体が収まる大きさとする。

カ 敷地の推定支持層平面図及び等深線図

本敷地に建設予定の建物を支持し得ると推定出来る地層の標高，土質名及び標準貫入試験値をボーリング等の調査位置毎に記入した推定支持層平面図を作成する。

また，これに推定支持層標高線も記入する。

縮尺は原則として調査位置図に対応したものとする。

キ 推定地層断面図

各調査結果をもとに監督員の指示する断面について敷地の推定地層断面図を作成する。

縮尺は，タテ方向は掘削深度に応じて1/100～1/300程度とし，ヨコ方向は調査位置図に対応したものとする。

ク 土質柱状図

調査結果に基づいて土質柱状図を作成する。

土質柱状図には，JACICが定める様式に準じ，調査件名，敷地地名，調査位置，調査期間，受託者名，地盤高さ，地層の分布深度及び標高，土の成層状況を示す試錐記録並びに各層について記述し，地下水位あるいは孔内水位，試料の採取深度，原位置試験箇所，標準貫入試験結果，及び参考となる事項を記入する。

ケ サウンディング試験結果

標準貫入試験の結果は，土質柱状図に，その他の試験結果は，（公社）地盤工学会が定めるそれぞれのサウンディング試験用の様式（データシート）に記入・整理することを標準とする。

コ 土質試験結果等

土質試験を行った場合は，試験結果をそれぞれの土質試験用の様式に記入し，土質試験結果一覧表に整理する。また，結果の概要を土質柱状図に合わせて図示した，土性図を作成する。

なお，各土質試験，土質試験結果一覧表及び土性図の様式は，（公社）地盤工学会が定めるデータシートによることを標準とする。

サ 土質標本

- (ア) 標本用試料は含水比が変化しないように，フタ付標本ビンに入れ密封する。ビンには調査件名，調査孔番号，試料番号，採取深度，土質名，N値，採取年月日など記入したラベルを貼付け標本箱に調査位置及び深度の順に入れて整理する。標本箱には，調査件名，受託者名，調査種別及び番号を記入し，土質柱状図を添付する。
- (イ) 岩石標本及びコア試料は適当な方法で整理して，対応するラベルを貼付し調査位置及び深度の順に整理して標本箱に収める。標本箱には土質柱状図を添付する。
- (ウ) 標本試料の採取箇所及び個数は原則として監督員の指示によるが，代表的地層特に支持層とその周辺の試料を標本にする。
- (エ) 標本ビン及び標本箱は全国地質調査業協会連合会規格品を標準とする。

シ 記録写真

調査の種別毎に、主な作業、現場状況、検尺などを撮影し、調査の種別及び調査番号毎に、その作業順に整理し、写真番号を付して記録写真集を作成すること。

ただし、サウンディング調査など調査箇所数の多いものは、監督員の承諾を受けて数箇所を代表としてもよい。

なお、記録写真には調査箇所、作業の種別、撮影年月日及び受託者名を明示すること。記録写真の大きさはサービス版を標準とし、必要に応じてキャビネ版を使用する。

デジタルカメラによる写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できるものとする。記録写真はすべてカラー写真とする。また、デジタルカメラを使用した場合は電子データも併せて提出する。この場合における納品の方法等については、監督員と協議する。

ス 測量図

1 (2) ウによるベンチマーク及び1 (2) エによる調査位置の測量結果に基づき、図面を作成する。

セ 調査結果検討書

調査終了後、その結果に基づいて「4 調査結果の整理及び考察」により、本敷地の地盤及び建設予定の建物の基礎及び根切り、山留め等に関する検討書を作成する。

2 調査仕様

(1) オーガーボーリング

ア 調査内容

図面指示の位置に、オーガーボーリングで指定の深さ以下まで掘り下げて、各層の土を採取し、その土質名、深さ、層厚等を調査して柱状図を作成する。

なお、この際試料の土質名、色調、湿潤状態、混入物、その他気付いた事項を詳細に記録し、また、地下水位に達した場合はその深さを記録する。

施工に際しては、特に次の事項に注意して観察するものとする。

(ア) 孔内の状況、特に崩壊、湧水、逸水などの起こったときの状況

(イ) 地層の状況、埋れ木、転石などの大きさとその位置

イ 硬質地層、地下障害物等に対する処置

硬質地層等のために掘進不可能になった場合、又は地下障害物にあたった場合には、監督員の指示を受けて適切な処置をとると共にこれを記録する。

(2) ボーリング

ア 調査内容

図面指示の位置に、所定の深さ以下まで試料の採取や標準貫入試験などの原位置試験を行いながら試錐機で掘り下げ、その地点の土質状況を調査する。

土質の観察は、標準貫入試験のスプリットサンプラー、あるいは循環水の観察並びに

掘進時のレバーの感触などによって行う。採取した試料については、土質名、色調、湿潤状態、混入物その他気付いた事項を詳細に観察し、また、地下水位に達した場合はその

の
深さを記録する。

イ ボーリングの種別

ボーリングの種別は特記による。

なお、調査深度は設計図による。

ウ 各ボーリングと土質試験試料採取の関係

ボーリングの種別毎の調査内容は以下のとおりとする。調査目的に応じて、各種組合わせて実施すること。

(ア) ボーリング A

標準貫入試験を 1 m 毎に行いながら所定の深度まで掘り進み、設計図書に指示がある場合は、コア試料の採取、あるいは原位置試験などを行う。

(イ) ボーリング B

設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。

また、設計図書に示す深度で指定された孔内試験を行い、その他はボーリング A に準ずる。

(ロ) ボーリング C

設計図書に示す深度で、ロータリー式二重管サンプラー、ロータリー式三重管サンプラー、シンウォールサンプラー又はコアチューブを用いて乱さない試料の採取を行う。

また、設計図書に示す深度でボーリング孔を利用して指定された孔内試験を行い、その他はボーリング A に準ずる。

(ハ) ボーリング D

支持層調査を目的とする。

指示がない限り素掘のまま進み建設が予定されている構造物を十分に支持出来ると想定される地盤に到達したら、標準貫入試験を 1 m 毎に実施して 5 m 程度地盤の連続性を確認し、その他はボーリング A に準ずる。

(ニ) ボーリング E

設計図書に示す深度で、シンウォールサンプラーあるいはコアチューブを用いて乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。

(ホ) ボーリング F

設計図書に示す深度で、乱さない試料を採取する。また、指定された孔内試験を行う。

エ 試錐

試錐機，方法等は特記による。

オ 事故及び掘進長の変更並びに掘進終了時の処理

- (ア) 事故が発生したときは，直ちに回復の手段を講ずるとともに監督員に連絡する。
- (イ) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合，又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は，速やかに監督員に連絡して，その指示を受けるものとする。
- (ウ) 機械の移設又は撤去は，監督員の承諾を受けて行うものとする。

(3) 試掘

ア 試掘の方法

- (ア) 試掘の適用は，特記による。

分類名称	掘進機器
試掘	重機による掘削

- (イ) 試掘は，次による。
 - a 湧水、孔壁の崩壊等の支障のある場合は，適切な養生を行い、地層の変化を観察できるように所定の深さまで掘り、監督員の検査を受ける。
 - b 試掘孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は，事前に十分な調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。

イ 調査方法

- (ア) 掘削位置及び深さは，特記による。
- (イ) 試掘の寸法及び形状は，特記による。
- (ウ) 所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合，又は掘削が著しく困難な場合は，監督員と協議する。

(4) サウンディング

ア 調査内容

- (ア) ロッドにつけた抵抗体を土中に挿入し，貫入抵抗や，回転を与えたときの抵抗などから地層の性状を調査する。
- (イ) 試験は，特記に指示する位置で指示した深度まで行う。
ただし，予定深度に達する以前に調査の目的を達した場合，又は予定深度に達しても調査の目的を達しない場合には，速やかに監督員に連絡し指示を受けるものとする。

イ 種類

サウンディングの種類は次による。

- (ア) 標準貫入試験
- (イ) 原位置ベーンせん断試験
- (ウ) スクリューウエイト貫入試験
- (エ) 機械式コーン貫入試験

(オ) その他

ウ 標準貫入試験

(ア) 試験用具，試験方法はJIS A 1219（標準貫入試験方法）に準ずるほか，下記及び特記による。

落下方法は原則として自動落下法とする。

(イ) 標準貫入試験は，ボーリングロッドの先端に標準貫入試験用サンプラー（外径 51 ± 1.0 mm，長さ 810 ± 1.0 mm）を取付け15cmの予備打ちをしたのち本打ちとして，質量 63.5 ± 0.5 kgのドライブハンマーを76 $\pm$ 1cmの高さから自由落下させ，先端の標準貫入試験用サンプラーが地盤中に30cm貫入するのに要する打撃回数（N値と呼ぶ）を調査する。

本打ち後，約5cmの後打ちを行う。ただし後打ちは，土質によって省略してもよい。

本打ち時に地盤中に10cm貫入するのに要する打撃回数も記録し柱状図に記入する。

なお，30cm以上貫入した場合には貫入量も記録する。

(ウ) 砂層，砂礫層，土丹層等で貫入量が30cm未満でも，打撃回数が60回以上の時には，試験を中止してよい。

エ 原位置ベーンせん断試験

(ア) 原位置ベーンせん断試験はボーリング孔を利用して軟弱地層を対象にベーン試験機を用いて試験し，その記録はボーリング柱状図に併記する。

(イ) 試験は，地盤工学会基準JGS 1411（原位置ベーンせん断試験方法）に準じて行う。

(ウ) 試験は，ボーリング孔を洗浄した後，試験用ロッドの先端にベーンを取付けて回転を与えないように注意して孔底からベーン幅の5倍程度まで押込み， $0.1 \sim 0.2^\circ / \text{sec}$ （ $6 \sim 12^\circ / \text{min}$ ）を標準とし， 1° ごとに指示値を読み取り，最大値が得られるまで試験を続け測定最大トルクを求める。ベーンせん断強さは最大トルクを用いて算出する。

オ スクリューウエイト貫入試験

スクリューウエイト貫入試験は，JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法）による。

カ 機械式コーン貫入試験

(ア) 機械式コーン貫入試験機を用いてコーンを静的に貫入させた時の貫入抵抗を測定し地盤の構成を推定する。

(イ) 試験方法は，JIS A 1220（機械式コーン貫入試験）に準ずる。

なお，試験装置は地盤の強さに応じてその容量と精度をもつものとする。

キ その他

その他のサウンディングは，（公社）地盤工学会「地盤調査の方法と解説」に述べられているものについてはそれに準じて行い，その他は特記又は監督員の指示によって行うものとする。

(5) サンプリング

ア 調査の内容

土質試験及び土質標本のための試料採取を行う。

イ 試料の採取個数及び採取位置

試料は特記に示す個数を採取し、また、採取深度（位置）は、原則として監督員の指示によるものとする。

ウ 採取方法

(ア) 乱さない試料

a 乱さない試料の採取は粘土、シルト及びこれらに準ずる地層で行う。ボーリング孔内から乱さない試料を採取するには、次により土質及び調査目的に適したサンプリング方法及びサンプラーを選定して実施すること。適用は特記による。

(a) 固定ピストン式シンウオールサンプラー（エキステンションロッド式又は水圧式）
軟質な粘性土で、エキステンションロッド式の場合N値0～4程度、水圧式の場合N値0～8程度のものに適用する。

(b) ロータリー式二重管サンプラー
中程度の粘性土でN値4～8程度のものに適用する。

(c) ロータリー式三重管サンプラー
中程度以上の粘性土及び砂質土のものに適用する。

b サンプリングチューブの規格及びボーリング孔径等は特記による。

(イ) コア試料の採取

コア試料の採取は特記による。

(ウ) 乱した試料の採取

乱した試料の採取は特記による。

エ 採取試料の処置

(ア) 乱さない試料

乱さない試料の処置は特記による。

(イ) コア資料

コア試料の処置は特記による。

(ウ) 乱した試料

乱した試料の処置は特記による。

(エ) 土質標本試料は「1 (3) サ 土質標本」により整理する。

オ 軟弱層及び硬質層における乱さない試料及びコア試料の採取の取り止め

土質が非常に軟弱な場合、あるいは脆弱で試料の採取が不可能な場合、あるいは採取しても試験に不適の場合は監督員と協議の上採取を中止し、それに伴う土質試験を取り止める。

(6) 自然水位の測定

自然水位の測定は、特記による。

(7) 土質試験

ア 土質試験の目的

採取した試料を基に各種室内土質試験を行い敷地に分布する各地層の土質工学的特性を把握する。

イ 土質試験の種類及び組合せ等

土質試験の種類、組合せ及び個数は特記による。

ウ 土質試験方法

試験は日本産業規格（JIS）又は、（公社）地盤工学会（JGS）の定める基準に準じて実施するものとする。

JIS規格又は（公社）地盤工学会の基準がない試験の方法等については特記又は監督員の指示による。

エ 試料の調整及び試験方法

試料の調整及び試験方法は、JIS A 1201～1228及び（公社）地盤工学会「土質試験の方法と解説」により行う。

オ 土質試験が不可能な場合の処置

試験前の試料において、試験結果に影響するような変化が生じるか、試験に失敗して試料に不足をきたした場合、又は土質によって所定の試験が実施出来ない場合は、監督員の指示により試験を中止、あるいは、試料の再採取などの処置をとる。

カ 結果の整理

(ア) 試験結果は原則として（公社）地盤工学会のデータシートに整理するものとする。また、それらの結果は一覧表及び土性図などに整理し全体の傾向や相互の関連が把握できるようにする。

(イ) 土の繰返し非排水三軸試験結果の整理は下記について行う。

- a 電磁オシログラフの荷重，振幅，変位振幅，間隙水圧波形記録
- b 試験の観察記録
- c 応力比と液化回数の関係図

(ウ) 砂の最小密度・最大密度試験結果の整理は、次について行う。

砂の最大密度，最小密度，相対密度

キ 土質試験室の選定

土質試験室の選定は特記による。

なお、試験室の選定に当たっては、設備目録を提出して、監督員の承諾を受けること。

3 試験・測定

(1) 平板載荷試験

ア 調査の目的

地盤の支持力の決定又は設計支持力の安全性を確認するために行う。

イ 試験位置及び深さ

(ア) 試験を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試験に先立ち、監督員の承諾を受けるものとする。

(イ) 所定の深さで予想する試験地盤面に達しない場合又は湧水が甚だしい場合は、監督員と協議する。

(ウ) 水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、特記による。

ウ 試験方法等

平板載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「平板載荷試験方法(JGS 1521)」によるほか、次による。

(ア) 試験最大荷重(載荷荷重の最大値)は、特記による。

(イ) 反力装置は、実荷重又はアンカーを用いることとし、適用は特記による。特記がなければ、実荷重とする。

(ウ) 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。

(エ) 載荷方法は、荷重制御による段階式載荷又は段階式繰返し載荷とし、適用は特記による。特記がなければ、段階式載荷とする。

(オ) 載荷は、次の状態に達したとき、監督員の承諾を受けて終了する。

 a 荷重強さ－沈下量曲線が破壊状態を示したとき

 b 計画最大荷重に達したとき

(2) 孔内水平載荷試験

ア 調査内容

ボーリング孔を利用して孔壁に圧力を加え、その圧力と地盤の変形を測定し地盤の降伏圧力、極限圧力及び変形係数(E値)を求める。

イ 試験の箇所数、位置及び深さ

試験の箇所数、位置及び深さは特記による。

ウ 試験装置

試験装置は、地盤の特性を考慮して適切な装置を選定し、装置の概要及び性能等について資料を作成、1(1)ウによる調査計画書に添付し、監督員の承諾を受ける。なお、試験機は特記がなければ、プレシオメーター、LLT、KKT、又はエラストメーターのいずれかとする。

エ 試験方法

(ア) 試験方法は、(公社)地盤工学会基準「孔内水平載荷試験方法」(JGS 1421)による。

(イ) 測定に用いるボーリング孔は、可能な限り孔壁を乱さないよう、かつ、なめらかな壁面に仕上げる。

- (ウ) 試験は、掘削後直ちに行う。
- (エ) 試験に先立って、圧力補正及び体積補正のための実験(キャリブレーション)を行う。測定方法は、特記による。

オ 試験結果の整理

試験結果は以下の内容で整理する。

- (ア) 圧力-変形量曲線
- (イ) クリープ曲線
- (ウ) 降伏圧、破壊圧(最大圧力でとまらない場合を除く)
- (エ) 地盤の変形係数 (E 値)
- (オ) 水平地盤反力係数 (K 値)

(3) 間隙水圧、地下水位の測定

ア 調査目的

基礎及び地下工法の選定に当たり、工事に伴う地下水対策（止水、排水等）及び周辺の地盤沈下等の公害防止対策のため、地下水の性状を調査する。

また、必要に応じて飲料水、工事用水のための水質を調査する。

イ 間隙水圧の測定

間隙水圧の測定は特記に指示された位置及び深度で行う。測定に当たっては透水性の悪い粘性土層では電気式とし、透水性の良い砂質土層ではケーシング法で行うものとする。試験は、電気式は(公社)地盤工学会基準「ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法」(JGS 1313)により、ケーシング法は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験方法」(JGS 1314)により、適用は特記による。その他、電気式、ケーシング法以外で行う場合や測定に関する事項については、特記による。

ウ 地下水の調査

地下水の調査については、特記による。

(4) CBR試験

ア 試験の目的

路床及び盛土の支持力を求めるために行う。

イ 試験の種類

試験の種類は、特記による。

ウ 試料の採取

- (ア) 試料の採取位置及び深さは、特記による。
- (イ) 試料は、試験を行うために十分な量を適切な方法で採取し、含水量が変わらないように養生をして、速やかに試験機関へ搬入する。

エ 試験の方法

- (ア) 試験は、JIS A 1211 (CBR試験方法)により行う。

(イ) 試験数は、1採取箇所につき3個とする。

オ CBRの計算

(ア) CBRの計算は、JIS A 1211により行う。

(イ) 設計CBR及び修正CBRの計算は、監督員の指示による。

カ 報告書その他

(ア) 報告書には、以下の事項を記載する。

a 敷地の概況及び試料採取位置

b 測定記録

(a) JIS A 1211の10（報告）に規定する事項

(b) 荷重強さ－貫入量曲線

(c) CBRの計算及び結果

c 試験結果の考察

d その他必要な事項

(イ) 以下のものを撮影し、報告書に写真を添付する。

a 調査敷地

b 試験計器類

c その他

(ウ) 土質標本を1箇所につき1個標本びんに詰め、箱に入れて提出する。

(5) 自然湧出ガス調査

ア 調査目的

地中に自然湧出ガスの存在する可能性が高い地域において、地表及び地中調査を行い可燃性天然ガスの存在の有無及びその組成を調べ、安全かつ経済的な湧出ガス対策の設計及び施工に対する資料を得ることを目的とする。

イ 調査位置及び深さ

調査位置及び深さは特記による。

ウ 地表調査

地表調査の方法は特記による。

エ 地中調査

地中調査の方法は特記による。

オ 分析機関

試料の分析の機関は特記による。

カ その他

その他、ボーリング径など調査に関する事項は特記による。

キ 報告書

(ア) 自然湧出ガス対策を検討する。

(イ) 報告書は3部提出する。

(6) その他の試験等

その他の試験等は特記による。

4 調査結果の整理及び考察

(1) 一般事項

ア 目的

調査の記録や試験結果を整理考察し、基礎の設計や施工に対する提案を行う。

イ 検討資料

監督員が提示する東京都財務局の構造関係基準類によるが、東京都財務局に定めのないものについては、関係法令並びに(一社)日本建築学会及び(公社)地盤工学会制定の諸基準による。

ウ 調査担当責任者の記名

調査の担当者は調査結果報告書に記名し、その責任を明らかにする。

また、土質試験の担当責任者及び主任技術者についても同様とする。

(2) 報告事項及び考察事項

ア 調査概要

調査項目、調査個数、敷地の概況、調査位置、基準点及びベンチマークと調査地点の高低関係（図示及び写真）及びその他必要な事項を記載する。

イ 調査結果及び地層概況の考察

柱状図（各地層の層厚・深さ・N値・土質名・相対密度・コンシステンシー・孔内水位並びに色調・におい及びその他の観察記録）、推定地層断面図、各種試験結果（測定記録及び結果一覧）、既往の地盤調査データや東京都土木技術支援・人材育成センターのホームページで公開している「東京の地盤」等の資料との関連性などの検討を行う。

ウ 基礎設計及び施工に関する検討と提案

本敷地に計画される建物については特記及び監督員の示す条件に基づき、各種基礎（直接基礎及び杭類）について支持地盤の検討並びに許容支持力及び沈下量等の算定を行い、考察を加え、適切な基礎形式を提案する。

また、必要に応じて圧密沈下、負の摩擦力及び地盤の液状化等並びに監督員の指示する事項について考察を行う。

さらに根切り及び排水工事などについても調査結果に基づき技術的考察を記載する。

なお、上記事項を要約して基礎工事全般についての参考意見を併記する。

地盤調査委託特記事項

1 特記事項の適用

本地盤調査委託特記事項（以下「特記事項」という。）で、□印及び■印の付いた項目については、■印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「地盤調査委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

2 委託概要

- (1) 件 名 調布市消防団第3分団機械器具置場建替工事設計業務委託（地盤調査委託）
- (2) 施行場所 調布市上石原1丁目16番地3
- (3) 調査期間 契約日より令和8年7月3日まで（設計業務委託の履行期限）
- (4) 建物概要（想定）
- ア 構造 鉄筋コンクリート造
- イ 規模 地上2階 延床面積 約110m²
- ウ 基礎形式 直接基礎
- (5) 調査概要 □ ボーリング □ 土質試験 □ 原位置試験 ■ その他調査

3 調査の種類及び箇所数等

（***） は仕様書の該当項目の番号を示す。

(2(3)ア)	■	試掘を行う。		
		箇所数：	1	箇所，深さ：
		位 置：	調査位置	図による。
		寸法及び形状：	調査位置	図による。
(2(4)ア)	■	サウンディング		
		■ スクリューウエイト貫入試験		
		箇所数：	4	箇所，深さ：
		位 置：	調査位置	図による。